

## 群馬県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、群馬県肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防するなど、群馬県の肝炎対策を推進することを目的とする。

### (基本的な役割)

#### 第2条

- 1 コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者等（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者及びその家族を含む。以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関、地域や職域の関係者の橋渡しを行い、また、県民が一生に一度は肝炎ウイルス検査を受検し、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

### (活動内容)

第3条 コーディネーターの主な活動内容は、配置される機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関
  - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
  - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
  - ウ 市民公開講座、肝臓病教室、患者サロン等への参加
  - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所又は市町村の肝炎対策担当部署
  - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
  - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
  - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
  - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間企業、医療保険者等の職域機関
  - ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
  - イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内

ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備  
エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) (1) から (3) までの機関以外の機関

ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発

イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

1 コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。

2 県は、県内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村の肝炎対策担当部署にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定によるコーディネーターの養成及び認定を行うものとする。

3 県は、コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。

4 県は、必要に応じてコーディネーターが配置されている機関に対し、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定するものとする。

(1) 医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、医療ソーシャルワーカーその他の保健医療福祉関係者、保健師等の保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者等、その他肝炎の予防及び肝炎患者等の支援の推進に意欲を有する者

(2) 県が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者

2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) コーディネーターに期待される役割、心構え

(2) 肝疾患の基本的な知識

(3) 肝炎患者等に係る支援制度

(4) 県の肝炎対策

(5) 地域の肝疾患診療連携体制

(6) コーディネーターの具体的な活動事例

3 知事は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証及び認定バッジを交付し、コーディネーター名簿に登録を行うものとする。

4 群馬県肝炎医療コーディネーターの認定期間は、認定を受けた日から起算して5年後までとする。

(認定の取消し)

第6条 知事は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の規定による認定を取り消し、前条第3項に規定する名簿から登録を抹消する。

(1) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき

(2) 疾病その他の理由によりコーディネーターとして活動することが困難になったとき

(3) 本人から認定取消の申し出があったとき

(4) 認定後5年経過したとき

(登録内容の変更)

第7条 コーディネーターは、コーディネーター登録名簿の登録内容に変更が生じたときは、登録内容変更届(様式1)により、県に届出を行わなければならない。

(技能向上及び活動支援)

第8条

1 県は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

2 県は、コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

(守秘義務)

第9条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第6条の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

(経過措置等)

この要綱に基づく養成研修を令和4年度までに受講した者は、令和4年度に受講したものとみなす。